

公益財団法人 日本サッカー協会  
2015 年度 第 7 回理事会

## 協議事項

<p>1. 日本人指導者海外派遣の件 <b>(協議) 資料No.1</b></p> <p>アジア貢献事業の一環として、下記の派遣に関し、指導者本人及び派遣先協会との契約を締結したい。</p> <p>派遣指導者：鈴木 隣(すずき ちかし) (56 歳) 派遣先協会：スリランカサッカー連盟 (FFSL) 資 格：JFA S 級コーチライセンス (1998 年取得) 役 職：U-16 スリランカ代表監督 契約期間：2015 年 8 月 7 日～2016 年 3 月 JICA 派遣開始日 費用負担：[JFA] 給与及び傷害保険料、日本-スリランカ間の航空券 (休暇時)               [FFSL] 住居・自動車、日本-スリランカ間の航空券 (帰赴任) 略 歴：添付別紙のとおり 補 足：鈴木氏は昨年 10 月から JICA 派遣で上記の業務についているが、今年 8 月 6 日で JICA での 1 回目の派遣期間が満了し、2016 年 3 月より 2 回目の派遣で 10 ヶ月間再渡航予定。FFSL より来年 3 月の 2 回目の派遣が開始されるまでの 7 ヶ月間もスリランカにて指導を続け、2015 年 9 月に行われる AFC U-16 選手権予選にものぞんで欲しいとの要請に応え、本契約を締結したいもの。</p>
<p>2. ユニフォーム規程改正の件 <b>(協議) 資料No. 2</b></p> <p>ユニフォーム規程を添付資料の通り改正したい。</p> <p>➤ <b>改正の趣旨</b> モデル規程である FIFA エキップメント規則及び競技規則の改定に伴い、主に以下の点について変更する。また、登録者の利便性向上のための記載内容の明確化、および競技会の運営上支障のない点についての規制の緩和を行う。</p> <p>➤ <b>主な変更点</b></p> <p>①規制の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツに限り、前面と背面の「<b>主たる色彩</b>」が同じであれば可とする (第 4 条 2 項)</li> <li>・縞柄のユニフォームの場合に、必ず選手番号に台地が必要とする規定を緩和し、識別が困難な場合のみ選手番号に台地を付けるものとする (第 5 条 (2))</li> <li>・背番号の内側にチームエンブレムを表示することを可とする (第 5 条 (7) ②)</li> </ul> <p>②規制の追加・変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FIFA 規則に準拠し、GK グローブおよび GK キャップについての規則を追加する (第 5 条)</li> <li>・同様に、両肩、両脇、両袖口に表示できるメーカーロゴ等 (製造メーカー識別標章) のサイズを横幅 10cm から 8cm に変更する (第 5 条 (6))</li> <li>・競技規則変更に伴い、キャプテンアームバンドに関する規制を追加する (第 5 条 (7) ③)</li> <li>・同様に、政治的メッセージ等の表示を禁止する (第 9 条)</li> </ul>

## ③記載内容の明確化

- ・ FIFA 規則に準拠し、キット別に表示できる要素とサイズを記載する。（第 5 条）
- ・ 各要素の表示可能位置とサイズの例示図を追加する。（別紙）

## ④移行措置

- ・ 施行日は 2016 年 4 月 1 日とする。ただし、大会主催者が許可した場合には、改正施行後 3 年間は旧規程による運用を許容する。また、改正施行の 3 か月前から新規程による運用を許容する。（第 13 条、第 14 条）

変更案については、ユニフォームメーカー各社にヒアリングを行い、添付の内容にて了解を得ている。

## 3. 第 95 回天皇杯全日本サッカー選手権大会 シードチームの件

① 第 95 回天皇杯全日本サッカー選手権大会の 1 回戦シードチームを、ベストアマチュアチームとして JFL ファーストステージ 1 位チームの「ヴァンラーレ八戸」としたい。

② 第 95 回天皇杯全日本サッカー選手権大会では、ACL 準々決勝出場 4 チームをラウンド 16（4 回戦）からの出場としていたが、ACL 準々決勝に出場したのは「柏レイソル」「ガンバ大阪」の 2 チームだったため、当該シードチームは同 2 チーム。

ACL 準々決勝出場 4 チームに及ばなかった今大会において、Jリーグヤマザキナビスコカップ準々決勝進出かつ J1 リーグ 1st ステージ成績上位チームとして「浦和レッズ」「FC 東京」の 2 チームが推薦された。

天皇杯実施委員会で協議した結果、「浦和レッズ」「FC 東京」をラウンド 16（4 回戦）からの出場シードチームとし、ACL のグループステージで敗退した「鹿島アントラーズ」は 2 回戦からの出場としたい。

## 4. JFA サッカー施設整備助成金の交付決定の件

**（協議）資料No.3**

「JFA サッカー施設整備助成金 交付要項」に基づき、申請のあった以下の案件について、交付決定したい。

## [申請概要]

- (1) 申請者：岐阜市
- (2) 申請日：2015 年 7 月
- (3) 申請区分：[助成区分 2]地区サッカー施設整備助成事業
- (4) 助成対象事業：クラブハウス整備（新設）
- (5) 助成金申請額：15,000 千円
- (6) 工期：2015 年 8 月～2016 年 1 月末（予定）

※助成金の支払は 2016 年 2 月を予定し、2016 年度予算に計上する。

※その他、詳細は別添資料のとおり。

## 5. JFA グリーンプロジェクト芝生特区の認定の件

**（協議）資料No.4**

「JFA グリーンプロジェクト芝生特区認定規定」（2010 年 5 月理事会承認）に基づき、芝生特区

認定の申請のあった滋賀県近江八幡市を「JFA グリーンプロジェクト芝生化モデル特別地区」と認定したい。

(備考) 芝生特区認定について

本認定は、芝生化に関する先進的な取り組みを行う地区を認定し、その取り組みを広く社会に紹介することで、芝生のグラウンドの整備に関する社会的な機運のより一層の醸成を図ることを目的とする。認定の対象となった地区は、「JFA グリーンプロジェクト芝生特区」であることを公表することができる。また、JFA は当該モデル地区の取り組みを広く情報発信することに努める。

※過去の認定実績：島根県松江市（2010年7月承認）

## 6. 2015年度 功労賞の件

地域FA及び都道府県FAから申請があった以下5名の方に、功労賞を授与したい。

なお、受賞者には、例年通り、賞状及び盾を贈呈したい。

※対象者

- (1) 地域FA及び都道府県FAの三役（会長、副会長、専務理事及び理事長）を退任された方
- (2) 地域FA役員を退任された方（役員歴20年以上）：各地域FAで年度毎2名以内

FA	氏名	ふりがな	前（元）役職
山形県	小林 敏洋	こばやし としひろ	副会長
神奈川県	青木 伸之	あおき のぶゆき	専務理事
岐阜県	松原 郁夫	まつばら いくお	副会長
京都府	坂岡 五郎	さかおか ごろう	副会長
熊本県	井 薫	いい かおる	会長

## 7. 指導者養成講習会 コース新設および受講優遇資格変更の件

### (協議) 資料No.5①②

B級・C級コーチ養成講習会、並びにS級コーチ養成講習会に関して、下記の施策を実施したい。

- (1) 競技力の特に優れた現役プロ選手を対象としたB級・C級コーチ養成講習会の新設

#### ➤ 目的

競技力の特に優れた選手の経験を選引引退後に速やかに指導現場に生かしてもらうため、選手現役中に時間的に取得しやすい指導者講習会を新設し、ライセンスの取得を促したい

#### ➤ 従来コースとの違い

- ・ 講義、専門科目にEラーニングを導入
- ・ 実技、指導実践は所属チームのアカデミーなどで実施
- ・ 集合が必須な講義および最終テストは短期で実施

#### ➤ 受講資格

- ・ 現役選手であること
- ・ 国際Aマッチ出場試合数が20試合以上であること

- (2) S級コーチ養成講習会の受講優遇資格(※)の変更

➤目的

AFC チャンピオンズリーグや J3 の開始などに伴う公式戦数の増加のため、受講優遇資格該当者が大幅に増加している状況である。本来の目的である、より競技経験の高い選手または引退選手の受講を優遇するため、受講優遇資格を変更したい。

➤変更点

変更前)

- ・ A 級ジェネラル受講時の成績が A ランク以上であること
- ・ 国際 A マッチ出場試合数 20 試合以上又はプロリーグでの出場試合数 200 試合以上であること

変更後)

- ・ A 級ジェネラル受講時の成績が A ランク以上であること
- ・ 国際 A マッチ出場試合数 20 試合以上又はプロリーグでの出場試合数 300 試合以上であること
- ・ S 級コーチライセンス養成講習会受講終了までに 1 年以上の指導経験を有すること

※優遇措置とは A 級コーチジェネラル養成講習会受講の翌々年ではなく、翌年に続けて S 級コーチ養成講習会を受講できること。

## 8. JFA アカデミー福島 スタッフの件

JFA アカデミー福島のスクールマスターならびに JFA アカデミー女子サブスクールマスターを以下の通りとしたい。

(1) JFA アカデミー福島 スクールマスター

小池 征（こいけ ただし）1947 年 5 月 27 日生/一般財団法人福島県サッカー協会会長  
※一般財団法人福島県サッカー協会承認済

(2) JFA アカデミー福島女子 サブスクールマスター

沖山 雅彦（おきやま まさひこ）1968 年 3 月 15 日生/JFA アカデミー福島女子コーチ  
※今泉守正サブスクールマスターの契約終了に伴うもの

## 9. 各種委員会委員及び部会員選任・変更の件

(1) 技術委員会 指導者養成部会員の变更

現) 今泉 守正（いまいずみ もりなお）

新) 小西 鉄平（こにし てっぺい）/JFA フットサルテクニカルダイレクター

※今泉氏の退任（契約終了）に伴う変更

(2) 技術委員会 強化部会員の選任

新) 平岡 和徳（ひらおか かずのり）/全国高等学校体育連盟、熊本県立大津高等学校

(3) 天皇杯実施委員の变更

学識委員

現) 中野 泉（なかの いずみ）/NHK

新) 品川 和彦（しながわ かずひこ）/NHK

※NHK の人事異動に伴う変更

## 10. JFA・Jリーグ特別指定選手制度の件

**(協議) 資料No.6**

JFA・Jリーグ特別指定選手制度「3. 認定資格」について、現在は「日本国籍を有する選手」としているが、基本規程第76条にて定める「外国籍扱いしない選手」について、所属元と受入先（Jクラブ）との間で所属学校卒業後の加入が合意され、然るべき経緯を経て、公表された選手のみ、特別指定選手の申請を随時認めることとしたい。

## 第76条〔外国籍扱いしない選手〕

1. 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

- (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
- (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者